

新潟県保険医会 FAXニュース

第53号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

2月28日、厚労省より新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて、いくつか事務連絡が発出されましたので、概要をお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての 電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて

○ 慢性疾患等を有する定期受診患者等

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、慢性疾患等に対して医薬品が必要になった場合の取り扱い

- ①一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔をあけるように努めることを原則とする。
- ②当該患者が複数回以上受診している かかりつけ医等が、その利便性や有効性が危険性等を上回ると判断した場合において、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療（以下、「電話等」とします）で処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えない。
この場合、保険医療機関は、電話等再診料、処方箋料を算定できる。

2. 電話再診等により交付した処方箋の取り扱い

- ①電話等の診療で定期薬を処方する場合、患者の同意を得て、当該保険医療機関から患者が希望する保険薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することとして差し支えない。※) 患者が希望する場合には、患者自身が処方箋情報を保険薬局にファクシミリ等により送付することもよい。
- ②ファクシミリ等により保険薬局に送付した処方箋の原本は、送信元の保険医療機関において保管し、後日、送信先の保険薬局に送付するか、当該患者が受診した際に手渡し、保険薬局に持参させる。
- ③医師は、ファクシミリ等により処方箋情報を保険薬局に送付した場合、診療録に送付先の保険薬局名を記録する。また、保険薬局から、患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった旨の連絡があった場合にも、診療録に当該保険薬局名を記録し、同一の処方箋情報が複数の保険薬局に送付されていないことを確認する。

○ 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者

「視診」や「問診」だけでは診断や重症化の評価が困難であり、初診から電話等で診療を行った場合、重症化のおそれもあることから、直接の対面による診療を行うこと。

○ 新型コロナウイルスへの感染者との濃厚接触が疑われる患者や疑似症を有し新型コロナウイルスへの感染を疑う患者

電話等で対面しない形で健康医療相談や受診勧奨を行うことは差し支えない。その場合、新型コロナウイルスを疑った場合の症例の定義などを参考に、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに相談するよう勧奨を行う。

新点数検討会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新潟県保険医会の新点数検討会は全ての会場で中止することといたしました。

- ・ 「新点数改定のポイント（医科）」「改定の要点と解説（歯科）」については、無料・有料注文分ともに3月下旬に郵送でお届けいたします。（3/26 医科新潟会場（アートホテル新潟駅前）の参加を申し込みされていた医療機関についても郵送となります。）

新点数検討会の中止にともない有料注文分をキャンセル、または数量を変更される場合は、3月16日（月）までにFAX、電話等で保険医会事務局にご連絡ください。

- ・ 全国保険医団体連合会（保団連）による新点数の説明動画が配信される予定です（会員限定）。改めてご案内いたします。